

平成 3 0 年 3 月 9 日

平成 3 0 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 3 0 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 3 月 9 日 (金)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 前 1 1 時 3 4 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	岡	田	泰	正	2 番	藤	井	清	隆	
3 番	村	山	一	彦	4 番	吉	田	哲	也	
5 番	井	上	武	津	男	6 番	岡	本	正	意
7 番	畑		武	志	8 番	竹	内	き	み	代
9 番	小	西		啓	1 0 番	岡	田			勇

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	犬石剛史
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	岡田博之
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	山本千代美

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	8番 竹内きみ代
	9番 小西 啓

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第11号 相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更について
- 日程第 3 議案第12号 和束町個人情報保護条例及び和束町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第14号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第15号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第16号 和束町すこやかエンジェル基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第18号 和束町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第19号 和束町国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第20号 「高額医療費つなぎ資金」貸付基金設置条例を廃止する条例

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまから、平成 3 0 年和東町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、8 番、竹内きみ代議員、9 番、小西 啓議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、議案第 1 1 号 相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 1 1 号の提案理由を申し上げます。

介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項第 6 号に規定する認知症初期集中支援事業に関する事務を相楽東部広域連合で実施するため、相楽東部広域連合の処理する事務を変更するとともに、相楽東部広域連合規約の一部を変更するもので、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、議案第 1 1 号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 1 1 号

相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域
連合規約の変更について

相楽東部広域連合の処理する事務を変更し、相楽東部広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 8 日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、相楽東部広域連合規約の一部を変更する規約でございます。

相楽東部広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

第 4 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項第 6 号に規定する認知症初期集中支援事業の実施に関する事務

第 5 条中第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 認知症初期集中支援事業の実施に関すること

別表第 2 を次のように改める。

附 則

この規約は、京都府知事の許可があった日から施行する。

めくっていただきまして、N o . 1 1 、相楽東部広域連合規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表に基づき、再度説明申し上げます。

改正後、改正前ということをつくっております。

第 9 号

改正後でございます。

介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に規定する認知症初期集中支援事業の実施に関する事務

続きまして、第 5 条でございます。

(9) 認知症初期集中支援事業の実施に関すること

続きまして、別表第 2 (第 17 条関係) 新旧対照表でございます。

改正後の区分 10 でございます。認知症初期集中支援事業の実施に関する事務

経費区分につきましては経常経費、負担割合は均等割ということでございます。

認知症初期集中支援事業につきましては、認知症の方の意思が尊重され、できる限り、住みなれた地域で自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指すという考え方を基本といたしました認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)が策定されております。本年 4 月より全国全ての市町村で実施しなければならない事業でございます。

この新オレンジプランを推進する具体的な施策として、認知症初期集中支援チームを配置し、医療・福祉の専門職、認知症サポート医で 1 チームを編成し、認知症の初期診断・初期対応に向けて本人やその家族を訪問し、初期段階の支援を集中的に行うものでございます。

相楽東部広域連合事務として事業を展開することにつきましては、和東町、笠置町、南山城村の 3 町村の福祉関係専門職の活用ができるとともに、数多くの事例を経験することにより、3 町村の地域包括支援センター職員のスキルアップが図れるものでございます。

議員各位のご理解をお願いいたしますとともに、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(岡田 勇君)

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回、連合事務として、今、説明がありました認知症初期集中支援事業の実施に関する事務が加わるということなんですけども、先日、この件につきましては、たしか加茂のほうでしたかね、お披露目といたしますか、そういった事業の紹介のような取り組みがあったというのは聞いておるんですけども、もう少し具体的に、この認知症初期集中支援事業というものがどのようなものになるのか、それをまず説明いただけますか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、認知症初期集中支援事業の対象者でございます。

対象者につきましては、原則といたしまして40歳以上の在宅の生活をされている方で認知症の方、またはその疑いのある方で認知症疾患の臨床診断を受けておられない方、また、認知症の診断を受けられたんですが、継続的な医療サービスの提供を受けておられない方、また、介護申請等をされておられますも適切な介護サービスに結びついておられない方、そして、医療サービスや介護サービスを受けているが、認知症の行動、また心理的な症状が顕著のため対応に苦慮しているという方につきまして、基本的には半年間集中的に専門職を活用して医療・介護につなげていくという事業でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、対象者といえますか、この事業の対象になる方がどういう方かというお話があったわけですが、大体、和東町ではどの程度の数の方がそういう対象になるというふうに想定されているのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

平成29年度末といえますか、3月現在におきまして、地域包括センターが把握していないという事例はございません。

しかしながら、今後あり得るということで、また、先ほど説明させていただきましたように、全国の全市町村にこの認知症初期集中支援事業を実施しなければならないということになっておりまして、今後出る見込みがあるという形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろん今後そういった方がいろいろ掘り起こされるという大変ですけども、それも含めて今後そういったケースも出てくるというふうに思うんですけども、先ほど説明の中で、いわゆる、するためのチームをつくられて、それでこれに当たっていくということでは言われました。いわゆる専門職の方などがそれに当たられるというふうに思うんですけども、その辺を具体的にもう少しどういう方がそういうチームになられているのかを説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、相楽東部地域認知症初期支援チームのチーム員ということで考えさせていただいておりますのが、認知症サポート医2名体制でございます。これにつきましては、相楽医師会のほうにお願いするという形になります。

また、相楽医師会の薬剤師の中からお二人、そして京都山城総合医療センターの作業療法士でございますが、お二人、そして和東町・笠置町・南山城村の地域包括支援センターの専門職員7名、合計13名の体制で実施を図りたいと思っておりますのでございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回、そういったメンバーがチームということでかかわられるということなんですけども、今回、広域連合のほうで事務を行われるということで今回提案があったわけですが、いわゆる町村の福祉担当というだけじゃなくて、一応、連合でやるということでもありますけども、具体的に、今、そういったメンバーの方がどういう頻度でですね、例えば、会議を持たれたりとか、また、いろいろ研修されたりとかあるかもしれないんですけども、連合としてはどのような体制でこのチームを支えられるというか、まとめられるというような予定になっているのかですね、今、言われたチームの今後の具体的な取り組みと、それから、やはり各町村の担当課というものが核にはなると思うんですけども、そこのメンバーとの包括支援センターという話がありましたけども、保健師さんも含めてですね、各町村と連合のこういった事業チームとの連携やかかわりというのは今後どのように考えておられるのか、その辺をぜひお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、連合のほうとして、平成30年度で計画している事業でございます。

認知症初期支援集中チームの会議ということで、現在、3町村に事例はございませんが、年6回会議を持つと。その中でそれぞれの研修、スキルアップを図っていくということでございます。

また、普及啓発事業といたしまして認知症ケアパス、そして年1回、住民向けの講演会を実施するというところで計画をされております。

そして、一堂に会しました認知症初期集中支援チーム検討委員会というものを年1回開く予定で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第11号 相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第11号 相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第12号 和束町個人情報保護条例及び和束町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第12号の提案理由を申し上げます。

平成29年5月30日に施行されました個人情報保護法等改正法及び行政機関個人情報保護法等改正法により、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いについて規定の整備を行う必要があることから、和東町個人情報保護条例及び和東町情報公開条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第12号のご説明を申し上げます。

議案第12号

和東町個人情報保護条例及び和東町情報公開条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページに改正条文を載せさせていただいております。

議長のお許しを得ておりますので、資料No.12、新旧対照表の後につけさせていただいております改正概要についてご説明申し上げます。

提案理由にもございましたように、個人情報保護法等改正法及び行政機関個人情報保護法等改正法によりまして、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱

いに係る規定の整備に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の概要でございます。

第1条 和東町個人情報保護条例の改正でございます。

個人情報の定義についてということで、個人情報保護法と改正法に伴い、個人情報の定義について明確化するため、基礎年金番号、個人番号等を個人識別符号として定義し、これが含まれる情報は「個人情報」とするということの改正でございます。

それと、要配慮個人情報の取り扱いでございますが、個人情報保護法等改正法に伴い、「センシティブ情報（人種、思想、信条、社会的身分等に関する情報）」でございますが、その類型化する規定の整備を行うものでございます。

次に、第2条として、和東町情報公開条例の改正でございます。

個人情報保護法等改正法及び行政機関個人情報保護法等改正法による個人情報の明確化に伴い、情報公開条例の公開をしないことができる文書の規定の改正を行うものでございます。

施行につきましては、平成30年4月1日ということでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第12号 和東町個人情報保護条例及び和東町情報公開条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第12号 和東町個人情報保護条例及び和東町情報公開条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第13号の提案理由を申し上げます。

業務の多様化により出張地域が拡大していることから、特別急行列車及び普通急行列車を使用することができる運行距離を京都府及び近隣町村と同等の基準に短縮したいので、職員等の旅費に関する条例の一部を改正するため提案させていただきたい次第でございます。

審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第13号のご説明を申し上げます。

議案第13号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページに改正条文を載せさせていただいております。

これにつきましても議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきご説明申し上げます。

新旧対照表の後の概要でご説明申し上げます。

提案理由にもございましたように、職員等に支給する旅費の鉄道賃につきまして、京都府並びに近隣市町村と同等の基準に見直すための所要の改正を行うものでございます。

第11条、鉄道賃の定義ということで、旅費の支給のため、鉄道賃の定義について見直しを行いまして、規定の旅客運賃、急行料金、特別車両料及び座席指定料金を鉄道賃とする改正を行うものでございます。

その中で特に急行料金でございますが、特別急行列車、普通急行列車を使用できる線路の距離を京都府、近隣町村と同等の基準とするということでございまして、特急を運行する線路につきましては、支給要件、現在、片道200キロメートル以上を片道100キロメートル以上に改めると。あと、普通急行列車を運行する線路につきましては、片道100キロメートル以上を片道50キロメートル以上という改正を行うものでございます。

それと、別表の備考欄を明記したという改正でございます。

施行期日は、平成30年4月1日ということでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

1番、岡田議員。

○1番（岡田泰正君）

今回、鉄道賃の定義、距離を縮めるという話なんですけど、一体ですね、去年1年

間でどれぐらいの旅費の総計をやられて、それから今回改定されるに当たり、どれぐらい増加されるのか、その見込みについて質問させていただきます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

職員の旅費の実績額については持ち合わせがございませんので、今、お答えすることはできないのでご了承いただきたいと思います。

今回、距離を縮めさせていただいたということにつきましては、提案理由にもございましたように、出張の形態が変わってきたということでございます。

特に、中京圏内、名古屋等の会議等が行われるということになってきたわけでございます。名古屋ということになりましたら、いわゆる距離が200キロにならないということで新幹線が使えないという非常に支障が出てきておったというところがございます。今回改正させていただいて、名古屋圏内、京都から岐阜羽島まで117キロということがございますので、それより遠距離につきましては新幹線を利用できるということがございます。

何分にも日帰りの出張が多くなってきておるというところがございますので、効率のよい出張を進めるという形で今回改正させていただいたというところがございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第14号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第14号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険の広域化に伴い、市町村は都道府県に納付金を納付することになりますが、地方税法の改正により、その納付金に関係する規定を整備する必要性が生じたことから提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第14号のご説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第14号

和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、改正条文をつけておりますが、議長のお許しをいただき、資料No.14の後ろにつけております改正概要によりましてご説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法の改正により、条例の第2条で規定しています課税額の定義が変わるというものでございます。

現行の定義としては、課税額は基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合計をもって課税額という定義となっております。

このうち基礎課税額につきましては、国民健康保険税のうち国民健康保険に要する費用に当てるための国民健康保険税の課税額から後期高齢者支援金と介護納付金の合計を引いたもの。

後期高齢者支援金等課税額につきましては、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険の課税額、介護納付金課税額につきましては、国民健康保険税のうち、法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額ということになっております。

これが改正後の課税額の定義といたしまして、ページをめくっていただく形になりますが、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、そして介護納付金課税被保険者につき算定した介護納付金課税額の合計が課税額ということになります。

基礎課税額につきましては、国民健康保険税のうち国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用ということで、これにつきましては、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用から府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等と介護納付金の合計を引いたもの。

後期高齢者支援金等課税額につきましては、国民健康保険税のうち、国民健康保険

事業費納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額。

これにつきましては、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限るとされております。

介護納付金課税被保険者につき算定した介護納付金課税額につきましては、国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額、これについても、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限るということになっております。

この件につきまして、和東町国民健康保険運営協議会に諮問させていただき、答申をいただいておりますので、朗読をもって答申書の説明にかえさせていただきます。

なお、諮問内容が4項目ありますため、本件に係る部分のみの説明とさせていただきます。

平成30年2月20日

和東町長 堀 忠雄 様

和東町国民健康保険運営協議会
会 長 中 井 喜 彦

答申書

平成30年2月1日付け30税住第7号並びに平成30年2月20日付け30税住第20号で諮問のあったことについて下記のとおり答申する。

記といたしまして、2番でございます。和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に異議なし。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

それでは、大変大事な条例改定ですので、しっかり答えていただきたいと思うんですけども、今回はいわゆる国保の都道府県化に伴う改定ということになるわけですけども、今、納付金の扱いについての整理ということで今回は提案されているわけですけども、そもそも今回の都道府県化によってですね、これまでの国保のこういった運営というのが具体的にどのように変わるのかということを説明いただきたいのと、それから、この納付金の額というのはどういうことで決められるのかですね、その辺の制度的な仕組みについて説明いただきたいと思います。

○ 議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○ 税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、広域化によってどのように変わるのかということでございます。

国民健康保険の財政運営につきまして、今までは国保特有の年齢階層なり被保険者の職業の状況なりでかなり財政的に逼迫している、あるいは厳しい状況にあるということ改善するために、財政運営は都道府県が担うと。それ以外の部分については今までどおりという形になります。

また、被保険者の視点から見ますと、高額医療費の多数回該当というのがございまして、1年以内に高額医療費に該当した月数が3回ありましたら、4回目からは高額基準が低くなるというのがあるんですが、それは和東町でしたら和東町の国民健康保険の中でのカウントということになっておりましたが、この広域化によりまして京都府内の市町村国保への転出ということになるんですが、京都府内の市町村国保への転出の場合はそのカウントが引き継がれるという形になります。

それから、納付金の算定でございしますが、納付金につきましては、たしか平成28年度の実績をもとにだったと思うんですけども、かなり複雑な計算ではありますが、

京都府内に係る医療費の総額から各市町村の負担額を割り出して各市町村に提示されるという仕組みとなっております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

大変わかりにくい説明だと思うんですけども、それで、いわゆる納付金というのは、今、言われたように、和束町であれば和束町の係るであろう医療費等ですね、そういったものの見込みなどをいろいろ換算して、これだけ必要だろうということで納付金として割り出されるというふうに思うんですけども、それとあわせて各市町村の標準保険料率、保険税の率というものもあわせて京都府のほうから示されるわけなんですけども、今回のそのもとになっている本算定の計算ですね、納付金というのは、一定、それを根拠にして割り出されるというふうに思うんですね。納付金というのは標準保険料率と連動しているということですから、先日、委員会では示されたわけですけども、その本算定に基づく標準保険料率というのは現行の保険税率と比べてどのように変化しているのか、その辺、説明いただけますか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、医療分、支援金分、介護分ということで国保税になっております。それぞれに応能割、応益割がございます。応能割には所得割、資産割がございます。応益割には均等割、平等割がございます。それぞれにつきまして申し上げます。

まず、医療分の応益割、所得割につきましては、現行7%が本算定では5.95%、資産割が22%が14.88%、応益割では均等割が現行2万6,000円が2万1,976円、平等割では現行3万円が2万8,420円。

次に、支援金分でございます。応能割の所得割、現行2.20%が2.16%、試算資産割が現行8%が7.93%、応益割では均等割8,000円が7,968円、平等割7,800円が7,817円。

介護分です。応能割の所得割1.40%が1.6%、資産割6%が4.71%、応益割の均等割が7,800円が8,768円、平等割が7,200円が8,274円。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、説明というか報告いただいた本算定による税率ということで考えますと、現行条例の税率よりもですね、若干ではあるかもしれないけども、引き下げとなるという結果だと思うんですけども、それはそれでよろしいですか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

数値だけを見ますとそうなるかと思えます。ただ、1人1人というか世帯ごとで計算しますと、1件1件出しているわけではないんですが、そうとは言い切れない部分もあるかとは存じます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

基本的には引き下げなんですね。実際これは新聞報道でも、京都府の最終本算定の部分での公表もありましたけども、全体として引き下げになるというふうになっております。

そうであるならばですね、いわゆる納付金との関係でいってもですね、今回出され

た本算定による税率案といったものを反映した税率改定を行うということが今回の税条例の改定では必要だったと思うんですね。なのに、今回はその改定は反映されてないと。触られてない。いわゆる据え置きになってる。これは一体なぜですか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

まず、医療費の動向ですね。この前の委員会でも説明させていただいたかと思いますが、医療費の動向を見きわめる必要があるのではないかと。また、所得水準についても見きわめる必要があるのではないかと。

少なくとも、今、激変緩和措置というのが反映されての本算定となっておりますが、激変緩和措置については、京都府のほうで策定されました国保運営方針の中で平成35年度までは確保されているということですので、その間、見きわめる必要があるのではないかと。

現行どおりということで、本算定よりも恐らく高い水準であるということは否めないかとは思いますが、黒字は出ると思います。黒字分を将来の負担増に備えて持つておると。そして、その後の上昇があるとすれば、上昇分についてはそれを充てて緩やかな上昇になるようにという考えでございます。

また、黒字分については財政調整基金のほうへの積み立てということも考えられます。財政調整基金につきましては、年度間調整という基金の本来の目的がございます。それに年度間調整ということで、まさにそのことになるとは思います。それに充てていくと。それが基金本来の使い方であるということですので、激変緩和に活用するというので、今回据え置きという判断をさせていただきました。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

要は、今の説明だけ聞いてますと、いわゆる本来の納付金の標準でいいという部分よりも取り過ぎの税率になると。黒字になるということはそういうことですよね。いわゆる、これでいいですよというような示されている額よりも和束町では多く税をとるとというのが今回の改定だというふうに思うんですね。いろいろ言われたけれども、結局、本算定のそういった下がるというものを反映してないというのが今回の改定だと思うんです。

それで、課長に確認しますけどもね、先日、全戸に配布されました京都府が発行する府民だよりというのがあります。3月号ですね。これに国民健康保険制度が変わりますという記事が掲載されました。これは京都府と市町村がこれから共同で運営するわけですから、同じ保険者としてこういう広報されているわけですけども、そこにどういうふうに書いてあったかご存じですか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

入っていたというのは承知しておるんですが、済みません、中までは読んでおりません。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ここに写しがあるんですけどね、これは京都府のホームページからも出されますけども、また、ぜひ見ておいてほしいんですけどね。

ここにこうあるんですね。

見直しの内容として、「国からの財政支援が拡充されます。全国で毎年3,400億円」というふうに書いてあります。あとはいろいろ「政運営の責任主体に府がなっ

て国保運営の中心的役割を担うとか、市町村は引き続き事務をやりますとかいうことの下に、この先、言った「3,400億円の国費の拡充を活用して保険税を軽減」で書いてあるんですよ。しかも、「平均約1人当たり5,200円の引き下げ効果」とまで書いてあるんですよ。そこまで詳しく書いているんですよ。

今回の国保制度が変わることで、都道府県化することで国費を活用して保険税は軽減されると書いてあるんですよ。1人当たり5,200円ですよ。4人家族だったら2万円以上の引き下げ効果というのが皆さんのところに配布されているんですよ。

だけど、今回の改定はどうですか。いろいろ理由はあるにしたって、据え置きということは軽減されないということじゃないですか。じゃあ、これはうそですか。

町長に聞きますよ。

町長もよく山田知事と懇意にされてますよね。その知事が責任を持って発行されている府民だよりも1人当たり5,200円の引き下げ効果があると。軽減されますと書いてあるんですよ。これはうそですか。これはうそ偽りの広報ですか。どうですか、町長。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今回、国保の一元化をなぜしなきゃならないかというのは、岡本議員もご理解いただいておりますように、国保税、保険料が非常に高くなってきている傾向にあります。このままいきゃあ、各市町村の保険事業が崩壊しかねない。

今、迎えておりますのは、団塊の世代が高齢者になり、久しく非常に少子高齢化も進んでおります。そういう国保税の取り巻く環境は非常に厳しいから一元化していこうと、こういう流れの中で今回取り組ませていただきました。そして、和東町のままでいけば、今、医療費というのは1人当たり下がりましたから、28年度、府下でも

高いほうでありました。そのときそのときのご案内のとおり、高額医療が出てきますとどうしても国保に影響します。

29年度を見てみますと、医療費が前年より低く1人当たりも下がりました。そういう意味で、1年、2年というのは少し黒字傾向だったですけれども、それまでは赤字で基金をつぶしてやってきた経営というのが和東町の状況であります。

このままでいこうとすれば、和東町の国保税は少なくとも、今、引き下げというように府のほうでされましたけども、1人当たりそうした引き上げをやらざるを得ない状況になったと思います。しかし、引き上げることもせずですね、今回引き上げた時点で軽減と。だから、和東町にすれば、本当は引き上げていかなきゃならんような経営状態ですけども、現状維持でできるということになります。ただ、黒字が今まであった分ですね、今まで赤字補填をしておりました。今まで赤でした。

ご案内のとおり、和東町は安定化拠出金を借りて、今、返しておりますが、府の安定化拠出金を借りてやってる国保の運営状態です。これは国保の保険みたいなもんですけども、保険を借りて赤字を補填してきたんです。こういう会計ではもうやっていけない。それを返そうと思えば保険料を上げて、和東町の国保を考えますと、このままいきますと、保険税を上げさせてもらわないといけないという段階でありましたが、現状維持と。

本当でしたら、今、岡本議員が言われますように、ことし黒字でしたら、もう少し向こうが示してる金額からいうたら下がるんですけども、それを今、下げてしまうと、この医療費というのは非常に上がったたり下がったり厳しい。

頭の手術、心臓の手術一つ入ってしまうと何千万円の医療費がかかるわけですから、こういうことを考えていきますと、安定と考えたときに、和東町は据え置いた。この辺のところを判断させていただいた。ここが政治判断だと思いますが、そういう意味で、本来なら上がるところにそれだけの軽減になりますよと、こういうふうにご理解いただきたい。

確かに言葉ではわかりにくいところがあったと思います。いわゆる一元しないところと一元化したところの比較をしますから、言葉で言うたら重箱読みみたいなことになりまして、非常にわかりにくい点があったのかなというように、私、今、岡本議員の広報を聞かせていただきました。これを発行される前にもう少し府と連携をしておればこういうことやなしに、もう少しわかりやすい説明の内容になったと思うんですが、その点、非常に私も聞かせていただきました。残念なことは残念ですけども、内容はそういうことありますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

まるで財務省並みのわかりにくい言いわけですよ。本来は上がるとこだったけど、それを5,200円当たりの低減効果があるから据え置かれたんだと。そんなことは何も書いてません。一言も書いてませんよ。一言も書いてませんよ。どこにも書いてませんよ。「国の財政支援が拡充されたことを活用して軽減」と書いてあるんですよ。一元化したことの効果というとそういうことでしょう。これはそのまま素直に書いていると思うんですよ。それを反映しているのが今回のこの改定じゃないんですか。

町長はよく言われますよね。ちょっとした大病があってね、手術とかがあったらすぐお金がかかるってね、大変になるって、そんなこと保険だから当たり前じゃないですか。そうなった人が悪いんですか。そのことのために共同で対処するっていう財政仕組みがあるわけでしょう。そんなことを全然理由にならないですよ。

私、いいましたよね。うそですかって聞いたんですよ。じゃあ、これはうそじゃないんですか。本当だったらこのとおりにやってください。これはあくまで平均ですけどね、どうあったって本算定のほうでね、この一元化することによる効果によって、要は、先ほど初めに言われたようにね、国保の構造的な問題として低所得者の人が多い、不安定な方が多く加入されている国保なのに負担が大きいと。保険税が高過ぎると、

こういう構造問題を解決するという一環として、要は、今度の都道府県化ということ言ってるわけでしょう。それをすることによって、変わることによって平均1人5,200円の軽減引き下げ効果が生まれますって言っているんです。言い切っているんですよ。これだけ読んだらね、じゃあ、来年度の保険税は少なくとも平均これぐらい下がるんだと思うのが当然でしょう。それを何ですか、今の答弁は。財務省でもしませんよ、そんなこと。

もともこのままいったら上がるから一元化したわけでしょう。一元化することでこれだけの効果があって引き下がるんだというふうに京都府は周知しているわけでしょう。だったら、本算定というのはもちろんこのまま全部標準の税率なんかもそのまま当てはめればいいということじゃないですよ。もっと下げてもいいと思うんですよ、逆に言えば。

最低でもね、幸いにも現行よりも下がるという結果が出ているわけですよ。それは町長がずっと「一元化」「一元化」というふうに京都府のやり方を支持されてきた。実際にこれが一元化になった。その効果として引き下げ効果が出る。なぜ、それを反映しないんですか。反映しなかったら、その効果が出ないじゃないですか。被保険者の方によりやく少しでも保険税を下げると。一元化の効果を実感してもらおうということができたじゃないですか。それをせずにね、結局、そのまま据え置くというのは怠慢でしかないと思うんですよ、行政として。

先ほど課長がね、今後の医療費を要は見きわめたいとかね、5年間は激変緩和措置があるから見きわめたいと言われたけどもね、和東町は激変緩和の対象じゃないでしょう、全体はそうだけど。だったら、和東町としては引き下げることによって税率改定するというのが今回のやるべき仕事じゃないんですか。これはうそじゃないということでしょう。うそとは言われませんでしたよね。これが本当だというんだったらね、これはもう配られてますよ、皆さんのところに。だったら、税率改定をする形で出直してください。出し直してください。そうでなかったらこれはうそになりますよ。

同じ保険者として京都府はこうだけでも、だけでも、和東町はこの恩恵にはあずかりませんと、そういうことですか。だから、今回、税率改定しませんと。そんなばかな話ないと思うんですよ。ちゃんとこれがうそ偽りじゃないというんだったらね、最低でも税率を下げるように改定をするというのが今回やるべきことじゃないんですか。それはどうですか、町長。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

その前にですね、少し今回の一元化に向けて説明させていただきます。

後期高齢者の場合は、一元化に向けて税率は全て一つになりました。国保も一元に向けて本来なら一つというんですか、算定方法を一定にしていこうということでの取り組みでありました。

ところが、今、言われますように、京都市、また伊根町は医療の偏在化が多く叫ばれました。そして、これが医療費において非常公平性が欠ける、こういうことから、一つ算定元化じゃなしに4段階の算定をさせていただきました。

この4段階の算定の中で、そこに一つの言葉として出されてますが、4段階でいく中で示していくときに、いわゆる本算定は4段階で示しているんですが、平均的などころについてはですね、やはり引き下げ、今みたいな平均的な対応についてはそういうことになる。だから、今、言われたように、激変緩和措置もとってる。とってないところもある。

これによって考え方は今ばらばらですが、確かに京都府は一つの方向で平均的な考えでいわゆる出させていただいたということで、そういう意味では、広報した後ですね、私、先ほど言いましたけども、市町村によっては激変緩和のところもあれば厳しいところもある。もっと詳しく、4段階をした意味を書いておいてもらわないとだ

めだというように私は思いました。だから、その点は、先ほど私、申し上げましたように、私も今、初めて聞かせてもらって、これは残念ですけども、京都府のほうへこのことをはっきり申し上げていきたいと思っておりますが、そういう意味ではもう少しわかりやすい説明の広報をしていくべきだというように思います。

緩和措置をとっているとか、いろんな厳しいところは何も入ってないですから、ただ一律、1人平均何ぼ下がりましたというだけであって、そのとおり京都府が全部いつているか、その効果どおりになってないと思います。だから、それはわかりにくい効果。

ところが、私、申し上げましたように、平均数値からいくと、算定を一本化していくと、今、言われたように、1人当たり平均の軽減された数値になってくる、こういうことをご理解いただきたいと思います。

確かに、わかりにくい広報であると思います。しかし、事実でもあると思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから10時45分まで休憩をいたします。

休憩（午前10時28分～午前10時45分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先ほど休憩前に町長ね、この府民だよりがわかりにくいというふうに言われましたけど、はっきり言ってわかりにくいのは町長のほうです。いわゆる今回は、町長が言われるように、このままだったら財政も大変になるし負担もふえると。だから一元化して負担を減らすようにするというのは、いわゆる都道府県化の一つの側面だという

ことであればですね、これはある意味、そのとおりだと思うんですよ、そういう効果が出るという意味ではね。そうでなかったら何のための一元化かと思うんですね。

それで、私、一応、今回の本算定の率を当てはめた場合に、和東町は例えばどういう形で軽減になるかというふうに一定試算してみたんですけどもね、例えば、基準層所得額200万円、4人家族でもですね、現行であれば、これは資産割は入れてませんけども、4,200円だったのが本算定でいくと39万3,559円になると。だから、年間3万円以上の軽減になると。1人7,660円の軽減ということがありますし、その300万円だと3万6,000円以上の軽減になります。400万円だと4万8,000円、5万円近くの軽減になるということなんですね。だから、本算定の率をちゃんと反映すれば、本当に重い負担に苦しんでいる被保険者の負担、それでも高いですよ。それでもやはり所得の1割以上、下手すれば2割近く保険者だけで負担しているわけですから、大変重い負担なんですよ。それが少しでも軽減されるということが実現できたわけです。それを今回の改定で反映しないというのはですね、先ほども言いましたけども、本当に怠慢でしかないというふうに思うんです。

ですから、やはり今、町として、先ほどいろいろ言われたけども、こういったことはちゃんとこれが正しいということであればね、うそとは言いませんでしたよね、町長。だから、そういう点ではですね、いろいろ事情があっても、これ自身は正しいわけですからね、平均といっても。だから、せめて和東町なりに引き下げの税率を提案するというのが町長がすべきことであってね、ですから、町長に言いたいのは、それを反映した議案として出し直してください。これは反映してませんから。撤回されて最終日でもう一回出してください。それは強く要望します。それをぜひやってください。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員から府のたよりのことで申されておりますが、今のご質問にありますように、それぞれ町村の事情が大きく変わります。もう一つは、税そのものを出すのも固定資産税を入れてないところやったり、方法そのものが違います。だから、固定資産税を入れる入れないはその市の町村の事情によって違いますね。今回、広報には、いろんな本算定を示したときに平均して1人当たりと、こういうように言うてますから、市町村の事情がまず違うということでもあります。

先ほども申しあげましたように、大きなところでくくってこっだけ平均で安くなりましたよということで、平均で示させていただいていると。計算している方法は町村によって全部違いますからね。これが1点。

それと、先ほども申しあげましたように、和東町の場合はこれをしなかったら和東町国保会計そのものは非常に危機を迎えております。ここ一、二年は安定をしていますが、本来非常に厳しい状況にあります。このままいきますと、私どもの試算でいきますと、今からいけば保険料を26%上げなきゃならない。だから、上げていかなきゃならんというのを何としても下げていきたい。これは岡本議員もいつも安くしなきゃならない、安くしていかなきゃならない、こういうことで努力してきている。

ここで本算定を受けて少し軽減があるからといって下がったとしても、すぐ26%に値上げをしなきゃならない、こういう状況になります。だから、将来の値上がりの方向を激変緩和して、そして住民に少しでも安心していただこうということになれば、先ほど課長も申しあげましたように、基金が枯渇してきている。そういう安定させる基金、和東町は基金がなくなって、京都府の安定化拠出金を利用させていただいているような状態にあります。だから、そうではないように、本当だったら基金でもって安定できるような状態が大事だというように答弁してました。だから、ここはひとつ町民の人にもご理解いただいて、本来なら上がっていくところを上げずして、いわゆるこのまま据え置いて、そして何としても国保を維持していくと、このことが大事だと思っておりますので、ぜひとも住民のご理解をいただきたいというように思っ

おります。

それと、この広報は平均を出しておられますから、詳しく言うならば、それぞれの町村の計算方法が違います。数字でもって対比もできません。固定資産税が入っているところと入っていないところの差異もできません。だから、そういうところはきちっとやっていく。今後はそういうことも整備されていくだろうと思います、一元化の方向でね。そういうことでひとつご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いずれにしてもわかりにくいですね。各市町村で決めるわけですら、各市町村で事情が違うのは当たり前なんです。和東町としては引き下がるという算定だったわけですよ、そうでしょう、本算定で。

先ほど言われた12.6%上げなくちゃいけないというのは、現行のままいけば12.6%だと。けども、一元化することで92.7%になると、下がるということでしょう。だから、これは言ったら、今回、一元化することでの条例改定でしょう。一元化を受けての改定でしょう。ということは、和東町の今の保険税の水準としてはこれが当てはまるわけですよ。

激変緩和を少し影響して92.1%になるということはありますよ。でも、激変緩和なくても92.7%になるんですよ、本算定。それがいわゆる一元化による保険税への軽減の効果というものでしょう、平均でもですよ。

平均であろうが個別だろうがね、平均で下がるということは全体が下がってるということなんです。そうでしょう。全体で上がってる人が多いのに平均が下がるなんということはあり得ないじゃないですか。下がる方が多いから平均も下がるんですよ。ごまかしててはいけないと思うんですよ、町長ね。

だから、言われたけども、今、町長がやられていることはね、いわゆる一元化のそういう効果というものを全く和東町の皆さんにいわゆる波及させないと。軽減につなげないというね、これはひいていえばですよ、いわゆる山田知事がやってこられた「一元化」「一元化」ということの結末がこれですかということなんです。結局、この一元化っていうものが被保険者にとってみれば何の意味もないと、はっきり言ったらね。

これだけ大騒ぎして負担軽減になると、財政が安定すると言いながらですよ、結果として被保険者が何の恩恵もないわけですよ。少なくとも和東町ではそうなんだというのが今回の改定だということですよ。そういうとですね、町長。いわゆる一元化をしても、和東町では負担は軽減されませんと。それがこの一元化の制度の実態ですと、それでよろしいですか。

いわゆる都道府県化というのはそういうことですよ。被保険者の負担軽減にはつながりませんと。将来も上がる一方で、少しは緩和するかもしれないけれども、そういうものですと。それがこの都道府県化の制度の仕組みですよ、そういうことですよ、町長が言われるには。そういう制度だということをはっきり宣言してください。

そうでないんだったら、ちゃんと負担を軽減するもんだというんであればこの議案を出し直してください、何度も言いますけど。それをしないんだたらね、行政というのは怠慢だと言わざるを得ませんので、それをちゃんとはっきり言ってください。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、この数値をきちっと出そうと思ったら、これは岡本議員もご承知いただいていると思いますが、保険税の計算方法が市町村全て同じということになれば一つの数字でもって比較できます。だから、平均なんです。和東町の場合

は、保険料については固定資産税割を入れているんです。だから、そういうこと踏まえて、平均的でも、今、言われたように下がるという傾向にあるとすれば、激変緩和としての将来に向けてのそういうことで和東町の場合にご理解いただきたい。

今度は保険料の計算方法一元化に向けて取り組んでいくべきだと私は思います。だから、そういう中できちっとしていくべきだと思います。

今の時代においては、確かに傾向としては数字は平均的です。計算方法も全部違います。平均的です。むしろ同じ差しで図るんだったら、和東町も固定資産税割を外すべきだ。だから、その方向については検討の時間がかかります。だから、そういうことを考えて、時間というんですか、もう少し検討させてほしいということなんですが、そういうことも踏まえていく中で一元化していく。数値は平均というようにご理解いただきたい。

ただ、市町村の事情によって異なりますというところを入れてほしかったというのは、私、先ほど言いましたように、福祉部のほうへもう少し丁寧な広報をしてほしいと、こういうことを申し上げていきたいということをお答えさせていただきましたので、ひとつご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

議案第14号に対する反対討論を行います。

第1に、今回の条例改定は、4月からの国保運営の都道府県化に伴うものでありますが、国保の都道府県化は、国の国保制度充実の責任と役割の放棄と後退を進めるものであり、高過ぎる国保税の軽減や安心できる医療への充実を図るものではありません。

ん。これは先ほどの町長の答弁でも明らかだというふうに思います。

国保の都道府県化で政府が狙っているのは、これまで多くの自治体が負担を抑制、軽減するために行ってきた法定外繰り入れの縮小、廃止であり、「保険者の努力を支援する」との名目で自治体を予算配分をえさに競わせ、保険税の徴収強化に走らせることこそにあります。その先にはさらなる保険税値上げと病床削減などによる医療体制の崩壊が待っております。このような方向性を強めるための条例改定には賛成できません。

第2に、今回の改定では、高過ぎる保険税を少しでも軽減できる条件が存在しているにもかかわらず、税率を据え置き、引き下げに背を向けていることは重大であります。

政府の狙いとは裏腹に、国保が抱える矛盾の深さから、この間、安心できる制度改革を願う国民世論を背景に、全国知事会などの地方団体も声を上げ、国庫負担の保障等により、京都では全体として現在よりも保険税が軽減される本算定ができました。

府自身も、先ほど紹介いたしましたが、先日発行された「府民だより」3月号で、「国の財政支援が拡充され、保険税軽減。1人当たり平均5,200円の引き下げ効果」と紹介し、それを府民に広報しました。

和東においても現行よりも本算定による税率、税額の方が低くなっております。最低でもそれを反映すれば、府が言うように「引き下げ効果」が生まれるではありませんか。

ところが町は、引き下げとなった本算定の税率を採用せず、税率の改定を行わずに据え置きにしています。これでは、府が言うせつかくの「引き下げ効果」は少なくとも和東では生まれない。「府民だより」での広報記事はうそ、偽りということになります。

町は据え置く理由について、将来的な医療費の増加や保険税の引き上げに備えるなどと言いますが、一体何のための都道府県化でしょうか。結局は、将来には値上げが

待っている、そういう制度であるということがいみじくも明らかになったというふう
に思います。

被保険者にとっては全く意味のない制度変更であることを証明するものであり、引
き下げの条件がありながら「据え置く」のは、行政の怠慢以外の何物でもなく、今で
も重過ぎる、高過ぎる保険税負担に苦しむ被保険者の負担軽減の願いを踏みにじるも
のです。それを町長は、本来引き上がるものを据え置くんだから軽減だというような
大変恥ずかしい答弁をされました。本当に、今、国のほうでは財務省の答弁が話題に
なっておりますけれども、それに匹敵するごまかしの答弁だというふうに言わざるを
得ません。そのような形で被保険者の願いを踏みにじる、本当に許されない今回の改
定だと思います。

既に配布された「府民だより」の記事に誤りがなく、うそ、偽りではないのであれ
ば、今回の改定案は撤回され、「引き下げ効果」が生まれるよう検討し直して、再提
出すべきが筋ではないかと思います。それもせずに、いわゆる「据え置き」と称して
引き下げにそむくような改定案は絶対許されないというふうに思います。

以上の点を指摘をさせていただいて、反対討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

賛成です。

議案第14号に対しての賛成討論です。

この議案は、国保の一元化についての改正でありまして、この一元化については平
成24、5年ごろから上がっておりまして、27年ごろ改正して公布して行うという
ことでした。2年ほどおくれまして、ようやく改正がなされました。一元化されて改
正されなかったら、和東町みたいな小さい町では国保会計が破綻します。

今まで国保会計が二度、三度破綻しかけました。積み立てたお金をいっぱい

い入れて、そして本当にもう何十万円しか残ってない状態まで国保会計が来ました。それをどうにか一元化してこの国保会計をもたせていく。そして、やっていかなければ和東町民の医療に対して責任が持てない。

和東町長が発行する健康保険証1枚でどこの病院でも診てもらえるじゃないですか。そのような大事な一元化です。そうしなければ和東町単独でやったら和東町長の持っていた保険証で保険に見合った診療がしていただけなかったらどうなるんですか。和東町民の命と財産をあずかるのは和東町長です。そしてまた、ここで議論して和東町長の生命と財産をあずかるのは和東町の議会議員です。

このような大事なときに、今、町長も休憩前に言われましたが、やはり豊かな町・市であれば、若干金額も違うでしょう。私たちの町ではそのような豊かな財源がありますか。税金一つにしても2億円ちょっとじゃないですか。3億円切るじゃないですか。それでもやっていかないとだめなんですよ、国から補助金をもらって、交付金もらって。それでどうにかこうにかやっている状態の町です。

まず、静かに考え、そして自分の党派、党略、いろんなことがあります。そして、その中で、一生懸命、主義・主張ばかり言われても通らないと思います。できないことがあればできないんです。やろうと思って一生懸命努力しているんですから、国も京都府も。そして、末端の和東町も努力しているはずです。どうかこのことを考えてよろしく賛成のほうをお願いいたします。

賛成討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員、私事はやめてください。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第14号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第14号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第15号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第15号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年1月31日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険運営協議会の名称変更など所要の改正を行う必要が生じたことから提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、議案第15号について説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第15号

和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例

和東町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 この町が行う国民健康保険の事務

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の見出し及び同条中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第4条中「（高齢者の医療の確保に関する法律）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

この条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴うものでございます。

なお、次ページに資料No.15として新旧対照表をつけておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

また、本件に関しましても、和東町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますので、先ほどの議案第14号と同様、該当部分の朗読をもって答申書の説明にかえさせていただきます。

2枚ほどもとに戻っていただきまして、前半部分については議案第14号と同様でございますので、割愛させていただきます。

記といたしまして、3. 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、
原案に異議なし

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第15号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第15号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第16号 和東町すこやかエンジェル基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第17号 和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第16号及び議案第17号の提案理由を申し上げます。

和東町子育て支援医療について、「子どもたちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資する」というすこやかエンジェル基金の設置目的の実現に向け、本年4月診療分から対象年齢を18歳まで拡充するため、和東町すこやかエンジェル基金の設置及び管理に関する条例及び和東町福祉医療費の支給に関する条例を改

正する必要が生じたことから提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第16号と議案第17号の説明をさせていただきます。

まず、議案第16号でございます。

和東町すこやかエンジェル基金の設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

和東町すこやかエンジェル基金の設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例

和東町すこやかエンジェル基金の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校卒業までの乳児・児童・生徒」を「出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次のページにNo.16といたしまして新旧対照表をつけておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

続きまして、議案第17号でございます。

議案第17号

和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第5第1項中「第4条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次のページにNo.14として新旧対照表をつけておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、この2件の条例改正につきましては、先ほど町長からの提案理由にもありましたように、すこやかエンジェル基金の設置目的であります「子どもたちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資する」ため、また、若い世代の夫婦が子供の医療費を心配することなく、高校卒業相当年齢ですが、高校卒業まで安心して育てられることに資するため、対象年齢の規定のある条例の改正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第16号 和東町すこやかエンジェル基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第16号 和東町すこやかエンジェル基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第17号 和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第17号 和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第18号 和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第18号 和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されるこ

とに伴い、後期高齢者医療の被保険者に係る住所地特例の規定が改められることから、和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第18号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第18号

和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しをいただき、議案の概要により説明させていただきます。

資料No.18の新旧対照表を1枚めくっていただいたところでございます。

和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

先ほどの町長からの提案理由にもありましたように、今回の条例改正は持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正により、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2が新設されたことによるものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険の住所地特例の方が年齢到達により後期高齢者医療制度の被保険者となった場合の取り扱いの変更となります。

まず、前提といたしまして、国民健康保険の住所地特例についてご説明させていただきます。

入院、入所または入居をしたことにより、病院、診療所または施設の所在する場所

に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であって、当該病院等に入院等をした際、他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものは、従前住所地市町村が行う国民健康保険の被保険者となる。

これが住所地特例というものでございます。

国民健康保険の被保険者の資格は住所地主義でございますので、住民登録している市町村の国民健康保険に加入するということになっております。それが原則なのですが、施設入所や病院への入院のために他市町村へ住所変更・転出をされた場合、施設や病院のある市町村の国民健康保険に加入するのではなく、転出前の住所地の市町村の国民健康保険のままであるということになります。いわゆる住所地主義の例外ということになります。その状態で75歳になり、あるいは65歳以上75歳未満の身障手帳をお持ちの方もいるんですが、後期高齢者医療の被保険者となった場合、現行ではその施設所在の市町村を管轄する後期高齢者医療の被保険者となります。

例えばですが、和束町の国民健康保険の住所地特例で奈良県の施設に入所されている方が75歳になりますと、現行では奈良県の後期高齢者医療の被保険者となります。改正ではそのまま京都府の後期高齢者医療の被保険者となるといった内容の改正でございます。

最後に書いておりますように、65歳から74歳の国民健康保険の住所地特例者である方が障害認定、身障手帳1級から3級をお持ちの方、障害認定により後期高齢者医療の被保険者となる場合も同様となります。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第18号 和束町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第18号 和束町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第19号 和束町国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第19号 和束町国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。

和束町国民健康保険出産費貸付基金は、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的に平成15年4月に設置されましたが、貸し付け実績がなく、また現物給付の普及により今後も利用が見込まれないことから廃止することといたしたく、提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第19号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第19号

和東町国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

和東町国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例

和東町国民健康保険出産費貸付基金条例は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日施行する。

先ほどの町長の提案理由にもありましたように、この基金につきましては平成15年4月に設置されておりますが、貸し付け実績がなく、また現物給付の普及によりまして今後も利用が見込まれないと思われますので、廃止させていただきたく提案させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第19号 和束町国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第19号 和束町国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第20号 「高額医療費つなぎ資金」貸付基金設置条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第20号 「高額医療費つなぎ資金」貸付基金設置条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。

「高額医療費つなぎ資金」貸付基金は、世帯の経済的自立を助長し、当座の生活安定を図ることを目的に昭和54年7月に設置されましたが、平成18年以降、貸し付け実績がなく、また限度額適用認定証の普及により、今後も利用が見込まれないことから廃止することといたしたく提案させていただいた次第です。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第20号につきましてご説明申し上げます。

議案書をよろしくお願いいたします。

議案第20号

「高額医療費つなぎ資金」貸付基金設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

「高額医療費つなぎ資金」貸付基金設置条例を廃止する条例

「高額医療費つなぎ資金」貸付基金設置条例は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

先ほどの町長からの提案理由にもございましたように、この基金につきましては、昭和54年7月に設置されておりますが、平成18年以降、貸し付け実績がございません。

また、限度額適用の認定証、患者さんが入院される際に病院のほうで限度額適用認定証の交付を勧奨されているということがあるかと思いますが、その普及によりまして、今後も利用が見込まれないと思われますので、廃止させていただきたく提案させていただいたものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第20号 「高額医療費つなぎ資金」貸付基金設置条例を廃止する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第20号 「高額医療費つなぎ資金」貸付基金設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る3月26日午前9時30分から本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午前11時34分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 30 年 3 月 30 日

和東町議会議長 岡 田 勇

署名者

和東町議会議員 竹 内 きみ代

〃

和東町議会議員 小 西 啓